

図表 1 改正消費者契約法の概要 (契約条項の無効)

現行規定	
消費者の利益を不当に害する条項は、無効	
①事業者の損害賠償責任を免除する条項	
②消費者の支払う損害賠償額の予定条項	
③消費者の利益を一方的に害する条項 (「一般条項」)	
→ 【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効	
課題	改正内容
消費者の解除権を一切、認めない条項の存在 (→欠陥製品であっても残金を支払い続ける) (例:「いかなる場合でも解除できません」)	事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項 (無効とする条項の追加)
法10条の①は明文の規定だけではなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決	法10条に例示を追加 (※)消費者の不作为をもって意思表示をしたものとみなす条項
○このほか、「民法の規定による」という文言を削除	

(出所) 消費者庁「消費者契約法の一部を改正する法律(平成28年法律第61号)」概要に基づき作成

①どんな改正?

改正消費者契約法が2017年6月3日から施行されます。契約の取消し類型や、無効となる条項の追加など消費者保護が拡大されました。

②影響は?

消費者契約法の適用対象は広く、金融商品取引も対象になります。いったん結んだ契約が取り消され、または無効となると、事業者・消費者の双方に大きな影響を及ぼすことが想定されます。改正の内容をしっかりと把握することが必要といえるでしょう。

1 改正の概要

改正前の消費者契約法では、無効となる条項として、次の3つが挙げられていた。

- ①事業者の損害賠償責任を免除する条項
 - ②消費者の支払う損害賠償額の予定または違約金を定める条項
 - ③消費者の利益を一方的に害する条項 (一般条項)
- ①は、例えば「当社の過失の有無にかかわらず、この商品から生じたいかなる損害も当社は責任を負いません」といった条項を指す。
- ②は、消費者に高額な違約金や損害賠償を支払わせる内容の条項で、それらを合算した額が事業者に発生する平均的な損害の額を超える部分の限度で無効になる。例えば「代金支払いが遅れた場合は、買主は直ちにその額の2倍の金銭を支払うものとする」といった条項である。
- ③は、いわゆる一般条項で、消費者を一方的に害する条項を広く

無効の対象としている。

今回の改正では、①および③の条項で無効となる範囲を広げる方向での改正が行われたほか、無効となる条項が新たに追加された。

2 損害賠償責任を免除する条項 (①) の拡充

改正前の消費者契約法では、次の(ア)～(オ)は無効となる条項とされていた。

- (ア)事業者の債務不履行による損害賠償責任の全部を免除するもの
- (イ)事業者の債務不履行(故意・重過失によるものに限る)による損害賠償責任の一部を免除するもの
- (ウ)事業者の不法行為による損害賠償責任(民法の規定によるものに限る)の全部を免除するもの
- (エ)事業者の不法行為(故意・重過失によるものに限る)による損害賠償責任(民法の規定によるものに限る)の一部を免除するもの
- (オ)有償の消費者契約(売買契約、請負契約)において目的物に隠れた瑕疵(契約で予定された品質や

性能を欠いていること)があることによる損害賠償責任の全部を免除するもの

例えば、「いかなる場合も当社はいつさい損害賠償責任を負いません」「当社の損害賠償責任は、円を限度とします」といった、事業者の損害賠償責任の全部または一部を免除する内容の条項が①に該当しうる。

今回の改正では、事業者の不法

行為に関する(ウ)および(エ)の条項について、民法の規定による責任に限られないこととされた。

3 一般条項 (③) の明確化

③一般条項の規定は、消費者を一方的に害する条項を無効とするものであり、具体的には、**a**民法などの任意規定と比べて消費者の権利を制限するか義務を重くし、かつ**b**民法の信義則に反して消費

者の利益を一方的に害する条項は無効となる。

aについては、判例により民法の債務不履行などの明文規定のほか、一般的な法理等も含まれるとする取扱いがされていたものの、条文自体では明らかにされていなかった。

今回の改正では、一般的な法理等が含まれることを明らかにするため、「消費者の不作为によって新たな契約の申込みや承諾の意思表示をしたものとみなす条項」が例として追加された。

これは、契約が成立するためには、「売ります」「買います」といった契約当事者双方の申込み・承諾の意思表示が必要である、という一般的な法理を明らかにするものである。

具体的には、消費者が解約の意思表示をしない限り自動的に契約が更新される自動更新条項や、一方的に商品を送り付け、消費者が連絡しない限りその商品を購入する契約が成立したも

のとする条項などが挙げられる。

もつとも、自動更新条項のすべてがこの無効となる条項に該当するわけではない。消費者庁が公表している一問一答では、雑誌の定期購読契約(月刊誌)の例で、その契約に期間が定められている自動更新条項は該当するが、期間が定められておらず、消費者から連絡しない限りいつまでも契約が続くという自動更新条項は、消費者の新たな意思表示などがあつたときのみならずではないため、該当しないとしている。

また、この条項に該当するものであっても、消費者の利益を一方的に害するといえないものについては、**b**にあたらなないので、無効にはならない。

一問一答では、雑誌の定期購読契約(月刊誌・1年間)の例で、期間満了までに消費者が断りの連絡をしない限り、同じ条件でさらに1年間延長になるという自動更新条項(契約時に消費者が説明を受けていた)は、無効とならない

シンクタンク研究員による

読み解き! 最新制度

Vol.27

「いかなる場合でも解約不可」は無効に ——消費者契約法の改正②契約条項の無効

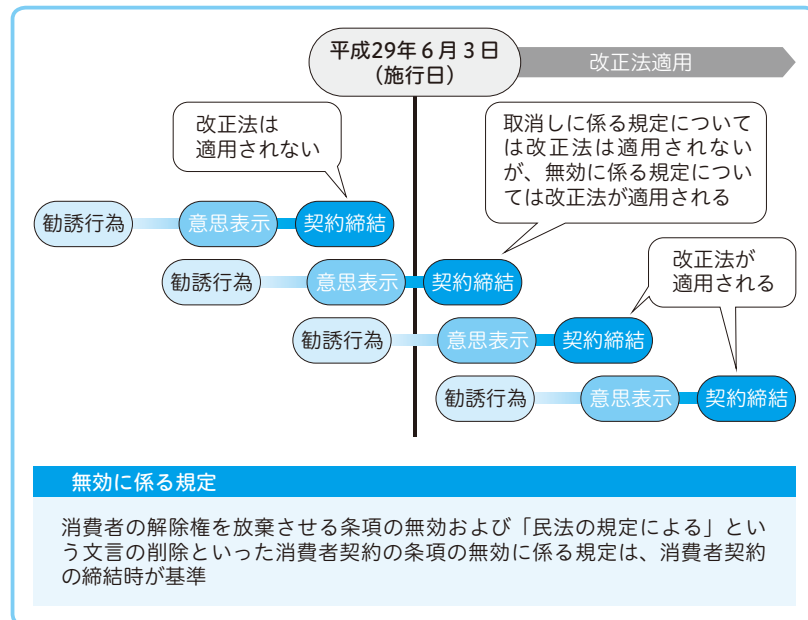
と想定されるとしている。

4 無効となる条項の追加

「いかなる場合でも解約できませ
ん」「契約後のキャンセル・返品
返金、交換は一切お受けできませ

ん」といった消費者の解除権を一
切認めない条項があると、事業者
が契約に反して目的物を引き渡さ
ないために受け取れない場合でも、
消費者は契約の解除ができず、代
金を支払わなければならないかつた

図表 2 改正法の適用基準時



(注) 取消しに係る規定については前回の解説を参照。
(出所) 消費者庁「一問一答 消費者契約法の一部を改正する法律（平成28 年法律第61号）」に
基づき作成

り、返金を請求できなかつたりす
ることになる。

このような条項は、改正前の消
費者契約法で無効となる条項①と
②のいずれにも該当しない。

ただし、このように消費者に民
法上認められている債務不履行解
除などを一切認めない条項は、民
法などの任意規定と比べて消費者
の権利を制限するか義務を重くし
ているため、③の一般条項に該当
しうる。

しかし、さらに「消費者の利益
を一方的に害する」行為といえる
かは不明確であるため、条項が無
効なものにあたるか、事業者・消
費者の双方にとって予測しにくい。
今回の改正では、新たにこのよ
うな「消費者の解除権を放棄させ
る条項」についても、無効となる
条項として独立した規定が設けら
れることとされた。

具体的には、事業者の債務不履
行により生じた消費者の解除権を
放棄させる条項、売買契約・請負
契約などの有償の消費者契約にお
いて目的物に隠れた瑕疵があるこ
とにより生じた消費者の解除権を
放棄させる条項の2つが無効とな
る条項として挙げられている。

これにより「いかなる場合でも
解約できません」という条項は、
無効となることが明らかにされた。
消費者は、事業者の債務不履行の
場合など解除権があれば、解除を
することができるようになる。

改正法の適用基準日

改正消費者契約法の適用基準日
は、契約の取消しに関する規定と
無効に関する規定とで異なってい
る。契約条項の無効に関する規定
は、契約の締結時が基準となる（図
表2）。

小林 章子 ● こばやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著 大和証券刊）。